



資料 1

閣行本第 43 号

平成 18 年 12 月 18 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹羽 宇一郎 殿

行政改革推進本部長

内閣総理大臣 安倍 晋三



中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 18 年中に
得る独立行政法人等の見直し案に対し意見を求めることについて

中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 18 年中に
得る 23 の独立行政法人等に係る各主務大臣の見直し案に対して、「中
期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しに
ついて」(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)等に基づき、意見を求める。



(別添)

独立行政法人北方領土問題対策協会等23の独立行政法人等の
組織・業務全般についての主務大臣の見直し案

(目次)

内閣府	
独立行政法人北方領土問題対策協会	1
外務省	
独立行政法人国際協力機構	3
独立行政法人国際交流基金	8
文部科学省	
独立行政法人教員研修センター	12
独立行政法人科学技術振興機構	15
独立行政法人日本学術振興会	19
独立行政法人日本学生支援機構	22
独立行政法人国立大学財務・経営センター	25
日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	28
厚生労働省	
独立行政法人福祉医療機構	30
独立行政法人労働政策研究・研修機構	35
独立行政法人雇用・能力開発機構	38
農林水産省・財務省	
独立行政法人農林漁業信用基金	45
経済産業省	
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	50
独立行政法人日本貿易振興機構	52
独立行政法人原子力安全基盤機構	61
独立行政法人情報処理推進機構	72
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	80
独立行政法人中小企業基盤整備機構	94
国土交通省	
自動車検査独立行政法人	100
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	103
独立行政法人自動車事故対策機構	105
国土交通省・財務省	
独立行政法人奄美群島振興開発基金	108

独立行政法人北方領土問題対策協会の組織・業務の見直し案

平成 18 年 12 月 5 日
内 閣 府

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下、「北対協」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、次期中期目標期間（平成20年度から24年度）に向けて、以下の見直しを行うこととする。

第1 貸付業務の見直し

法人資金については、平成20年度当初から貸付を停止する。

住宅新築資金については、主務官庁が、次期中期目標期間中に廃止も含めそのあり方について関係者からの意見を聴取した上で、その方針を決定する。北対協においては、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で、当該方針に従い、その措置を講ずることとする。

生活資金、更正資金、修学資金、住宅改良資金については、リスク債権の一層の低減化を図るため、債権回収を強化するとともに、貸付条件の厳格化を図る措置を平成19年度当初から実施する。

主務官庁においては、現在の社会経済情勢に照らして今後も必要性が高いと思われる貸付資金に重点化を図るため、全ての貸付資金について必要性等の再検証を実施する。また、国の財政負担の抑制を図る観点から、貸付残高の増加の抑制を図ること等により、国からの利子補給金抑制策について検討を行う。

第2 国民世論の啓発業務、調査研究等の見直し

国民世論の啓発業務、調査研究等については、その目的及び北対協が担う任務・役割との関係を明確にするるとともに、当該事業により得ようとする効果を出る限り具体的かつ定量的に把握する指標をたてた上で実施し、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図ることとする。

また、調査研究業務については、他の多くの研究機関や大学等でも容易に可能な業務についてはその在り方を見直し、政府の施策に寄与するという観点により重視しつつ、その活用方法について検討することとする。

第3 効率的かつ効果的な法人運営

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度までの5年間において5%以上の人員削減を行わなければならないところ、北対協においては平成19年度末、22年度末に各1名削減し、現在19名の常勤職員を17名に削減する。

一般業務勘定及び貸付業務勘定の各勘定の計上方法等の再検証を平成19年度中に行い、業務の在り方を見直した上で、各業務分担を再度見直す。

主たる事務所（東京本部）は平成19年度内、札幌事務所は平成20年度内に移転することにより、一般管理費の削減を行うこととする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

次期中期目標等においては北方領土問題対策協会が担う役割を明確にするとともに、重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。また、その際には可能な限り具体的かつ定量的な目標を定め、事業ごとの評価を厳格なものとするように努めることとする。さらに、引き続き、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

北対協の現在の財務状況や事業の特性を踏まえ、一般管理費や事業費についても次期中期目標等においてはその定量的削減目標を明記することとする。その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、削減の着実な実施に取り組むとともに、行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進めるものとする。

現在、北対協の行っている随意契約については、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行うこととし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

北対協が保有する北方領土返還運動のための啓発施設についてさらなる有効活用が図られるよう検討する。

「独立行政法人国際協力機構の主要な事務及び事業の改廃
に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成18年12月15日
外務省

「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人国際協力機構（以下「国際協力機構」という。）の事務及び事業について、政府開発援助（以下「ODA」という。）における国の政策に関連した質の高い事業成果を達成する必要性を踏まえるとともに、一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、次期中期目標に向けて、以下の見直しを行う方向で具体的な検討を進めることとする。

第1 経費の縮減、業務運営の効率化に向けた取組

1 経費の縮減に係る効率化目標の見直し

国際協力機構は、我が国の最も重要な外交手段の一つであるODAの実施機関として、政府が決定する政策の要請に応えることが求められており、第1期中期目標においては、政策実施のための事業総量を確保しつつ、投入単位あたりの効率化を進めるとともに所定目標以外の項目についても自主的に効率化の取組を行った結果、大幅にコストが削減された。しかし、現行目標が事業予算全体を対象としていないとの指摘を踏まえ、次期中期目標においては、事業費について包括的かつ検証可能な効率化目標を設定し、引き続きコスト削減への取組を促進する。また、一般管理費（人件費、物件費）については、本部、在外事務所、国内機関を含め、効率化目標を設定した上で、引き続きコスト削減への取組を促進するものとする。

2 効果的評価手法の確立に向けた取組

事業の評価については、各事業の費用対効果を高め効率化を図る観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的事後評価の手法の開発に取り組み、これを通じてコスト削減への取組を促進するものとする。ただし、このような事後評価の手法は国際的に必ずしも確立していないことから、実効性のある評価を確立すべく、早急に然るべく調査及び研究を行い、本件評価を実施できるよう取り組むものとする。

なお、業務経費の削減が業務の質の低下をもたらすことのないよう、モニタリング手法の確立を図ることとする。

3 競争性の向上

国際協力機構が実施する無償資金協力の事前の調査等の業務は、「顔の見える援助」の観点を踏まえつつ、実施に当たっては、費用対効果の最大化を図る観点から、契約の形態及び内容を点検し、競争性の向上のための取組を検討し徹底したコスト削減を行うものとする。

第2 青年招へい事業の見直し

青年招へい事業は、将来の国造りを担う途上国の青年が専門分野の研修を通じて知見を深めるとともに、同じ分野の我が国青年との交流を通じて相互理解を深めるものとして導入されたものである。本事業が導入された昭和59年以降の国際交流に関する社会情勢の変化や他の機関等における同種の国際交流事業等の実施状況を踏まえ、国際協力機構の技術協力の一環として実施する必要性が乏しい交流性の強いプログラムを廃止し、本事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。

第3 研修員受入事業の見直し

研修員受入事業については、途上国の自立的発展に資するとともに、我が国の外交を効果的に展開する観点から、外務省において中期的な事業計画を策定した上で、国際協力機構においてはその計画の枠内で各研修コースについて途上国のニーズにかなっているか、効果的なものとなっているかを第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果が研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムの確立について、次期中期目標に明示する。

また、研修事業は国内のみならず海外でも行われているところ、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進するものとする。

第4 海外移住事業の見直し

海外移住者に対する援助、指導等については、移住者の定着状況等を踏まえ、事業の種類及び対象国・地域ごとに個別に事業目的とその達成状況等を検証し、必要性を判断し、役割を終えたと判断されるものについては、廃止する。

国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修事業については、日系子弟のアイデンティティの形成を意図した子弟教育の

一環としての意味を持ち、日本語のみならず日本文化の承継も念頭においている側面も有しているが、民間や国際交流基金等の他の公的機関でも、同種事業が行われていることから、国際協力機構で実施する必要性を検証し、廃止を含めた抜本的な見直しを行うものとする。

また、移住者・日系人に対する援助及び指導を実施するための基礎資料を整備することを目的として始められた農業情報収集などを内容とする調査統計事業については、移住者の新規送出事業が平成5年度をもって、また、移住投融資事業による移住者への新規貸付が17年度をもってそれぞれ終了していることを踏まえ、次期中期目標期間内に段階的に廃止するものとする。

さらに、営農普及事業については、同事業による営農技術の普及・指導の結果、移住国において安定的な営農が可能となっている状況を踏まえ、次期中期目標期間内に段階的に廃止するものとする。

第5 案件形成等の支援業務の重点化、経費の縮減に向けた取組の推進

案件形成支援事業は、途上国との対話を通じた戦略的、効果的事業を発掘・形成する上での政策的重要性を踏まえ、今後も一層の重点化を促進し、現地リソースの活用の拡大、企画調査員の配置の見直し等を進め、効果的な実施を図るものとする。

第6 国際協力機構と国際協力銀行との統合に当たっての効果の発揮

国際協力機構と国際協力銀行の円借款部門との統合に当たっては、技術協力事業、無償資金協力事業及び有償資金協力事業の相乗効果が最大限発現される実施体制を構築することが重要であり、本部及び在外事務所の速やかな統合、要員の合理化及び経費の縮減のほか部局間の連携強化等を通じた援助効果の向上、援助機関としての国際競争力の強化等により統合メリットを最大限に発揮するものとする。

第7 海外拠点・国内拠点の見直し

EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、限られた

資源で最大の効果を発揮させる観点から、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止するものとする。それ以外の海外拠点についても、途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、統廃合や配置の適正化のための必要な見直しを促進するものとする。

国内拠点については、現場主義（在外強化）の取組（在外への人員配置の強化等）を進め、首都圏3機関の再編を行ったが、今後も限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者により検証し、その検証結果に基づき統廃合を含め必要な見直しを促進するものとする。

第8 在外強化の取組の促進

国際協力機構は、開発途上国の多様化するニーズに的確かつ迅速に対応し、現場のリソースを活かすため、いわゆる「現場主義」を進め、それに伴って人員の在外シフトを推進している。また、在外事務所に案件形成や実施の権限を一部委譲する等事務所の体制・機能強化を進めており、次期中期目標においても取り組むべき目標を設定した上で、国内人員の在外へのシフト等在外強化の取組を一層促進するものとする。

第9 契約の競争性の確保に向けた取組の推進

随意契約による委託等については、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行うこととし、次期目標において明確かつ検証可能な目標を設定した上で、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を促進するものとする。

随意契約の妥当性については、第三者により検証し、その情報を積極的に開示することで透明性を高めるとともに、委託先の執行状況について、厳しくチェックするシステムの導入を図るものとする。

再委託契約については、不適正な経理処理の再発防止を図る観点から、現地再委託契約手続に関して平成18年1月に策定したガイドラインに沿って、現地再委託契約締結後の契約内容の確認の徹底、現地再委託契約業務完了後の第三

者機関による検査の実施等、再委託契約が適正かつ効率的に行われるか厳しくチェックするものとする。

第10 情報開示の充実

国際協力機構の業務については、ODAと国際協力機構の業務に対する国民の理解向上を図る観点から、国際協力機構の役割や途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果をモニタリング・評価を通じて把握し、その結果を分かりやすく公表するものとする。

第11 その他の業務全般に関する見直し

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における国際協力機構の任務の位置付けなど、国際協力機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、国際協力機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 総人件費改革

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 資産の有効活用等に係る見直し

国際協力機構の保有する施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、見直しを行うものとする。

「独立行政法人国際交流基金の主要な事務及び事業の改廃
に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成18年12月15日

外務省

「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人国際交流基金（以下「国際交流基金」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、我が国として今まさに積極的な対応が求められている海外における日本語普及等を総合的かつ効率的に行う上で、次期中期目標期間中に集中的に取り組む必要性が特に高い事業については、重点的に施策を展開することとする。また、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を引き続き図る観点から、以下の見直しを行う。

第1 文化芸術交流事業の見直し

1 事業の重点化

国際交流活動を行う担い手の拡大・多様化を踏まえ、民間にできることは民間にゆだね、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化する観点から、文化芸術交流事業については、各国・各地域の事情に配慮しつつ、政府間の合意に基づく大型の周年事業の中核となる事業や、相手国側機関からの要請又は協力に基づく事業等、外交政策上必要かつ重要な事業に重点化する。

その際、市場化テストに関する官民競争入札等監理委員会の検討を踏まえつつ、経費を縮減するための取組を積極的に進める。

なお、現在、外国文化を紹介するための展示・映画上映、コンサートなどの文化交流事業に使用している国際交流基金フォーラムについては、国内事業の実施環境及びニーズの変化を踏まえ、廃止する。

2 関係行政機関、民間団体等との連携による業務運営の効率化

我が国の文化芸術交流事業全体を効果的に実施するため、国際文化交流に関する関係省庁等連絡会議の場等を通じて関係行政機関との情報を共有し、一層の連携を促進する。

また、民間団体等とのネットワーク化を推進し、共催・協賛・協力等による外部リソースの活用等、多様な形態で民間団体等との連携を図ることにより、経費の縮減を促進する。

例えば、国内における大規模な文化芸術事業を開催する場合には、民間企業からの寄附金、民間企業・団体との共催、入場料の徴収等により経費の効率化を図るとともに、国際交流基金の人的資源の投入については、外交上必要性の高い事業への実施に影響を与えないことを原則とする。

第2 海外における日本語教育事業の見直し

1 事業の重点化

海外における日本語教育事業については、広く我が国に対する関心・理解を促進するために行われていることから、海外における日本語教育の現地化・自立化を目的とした従来の事業については、各国・各地域の教育政策及びニーズに配慮しつつ、次期中期目標等において、例えば、充実した日本語教育基盤を有している国については、現地教師の養成等による初等・中等教育段階の支援に重点化する等各国・各地域の日本語教育基盤の発展段階に応じて対象と目標を明確にし、これらに係る事業に重点化する。

また、海外における日本語普及の効率的かつ効果的な実施及び質的な向上を図りつつ、多様な学習動機を背景に近年急増している日本語学習者のニーズに対応するため、従来の事業形態から、国際標準としての「日本語教育スタンダード」を構築し、モデルとしての日本語講座運営を行い、現地官民機関が基金との連携を通じて、一般市民や初学者向けの日本語教育施設を拡充展開できるような海外の日本語教育を効率的及び効果的に支援する事業形態へ重点をシフトする。

2 受益者負担の適正化

海外における日本語講座及び日本語能力試験については、受益者負担を適正化し、国の歳出への依存度を極力低くする観点から、開催地の物価水準や現地公的機関の動向などを勘案の上、受講料や受験料の水準の見直し等を行い、経費の縮減を促進する。

第3 日本研究・知的交流事業の見直し

海外の日本研究機関への支援については、諸外国の特に有識者における対日理解を深

め、日本の正しい姿を発信するために行われていることから、海外における日本研究を戦略的に促進するため、各国・各地域における日本研究の中核となる機関や対日理解の中核となる者に対する支援に重点化する。

また、知的交流については、我が国が直面する課題を抱え、早期に関係の改善又は発展に取り組むべき国・地域との交流に重点化し、効率化を図る。

第4 国内機関・海外事務所の運営の見直し

本部（東京都港区赤坂）については、コストが割高であることにかんがみ、早期の移転を図るなど、国内機関の運営経費の縮減を図る。

日本語国際センター（埼玉県さいたま市）及び関西国際センター（大阪府泉南郡）については、民間団体等においても日本語を母国語としない者を対象とした日本語研修が行われている状況を踏まえ、民間にできることは民間にゆだねるとの観点から、国際社会における日本語学習ニーズの変化を踏まえて外交上必要性の高い事業への重点化を図りつつ、必要性が低下した研修の廃止など研修の在り方を見直すものとし、当面は、国の歳出への依存度を極力低くする観点から、市場化テストに関する官民競争入札等監理委員会の検討を踏まえつつ、経費の縮減を図るとともに、受益者負担の適正化及び宿泊施設の稼働率向上のための取組を積極的に進める。

海外事務所については、その果たすべき機能及び役割を更に明確にすることにより、在外公館の業務との関係を一層明確に整理した上で、外部リソースや現地職員の活用に努めるとともに、市場化テストに関する官民競争入札等監理委員会の検討を踏まえつつ、経費の縮減を図る。

第5 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行う。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における国際交流基金の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、国際交流基金が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重

点化や効率化の方針を具体的に明記する。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示す。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、国際交流基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指す。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進する。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。

4 資産の有効活用等に係る見直し

国際交流基金の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行う。

「独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成18年12月15日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人教員研修センター（以下、「教員研修センター」という。）の次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成19年3月までの間に、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点及び独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化するとの考え方に立って検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定する段階で具体的なものにすることとする。

第1 学校教育関係職員に対する研修事業の見直し

学校教育関係職員に対する研修事業については、学校管理研修（中央研修）への一層の重点化を図ることとし、各研修について、以下の見直しを行うこととする。

1 学校管理研修（中央研修）

学校管理研修（中央研修）については、教員研修センターの任務（各都道府県教育委員会や民間機関等では担い得ず、国として真に実施すべき研修の実施。）を果たす上からも、学校管理運営や教育課題等についての研修内容及び方法が常に最新かつ最善のものとなるように不断に見直し、精選することとする。

2 喫緊課題研修

喫緊課題研修については、国の施策の重点等の変化、教員研修センターの研修実績や地方公共団体及び大学における同種研修の実施状況等を踏まえ、喫緊の重要課題としてふさわしいものに特化する観点から、体験活動に関する研修の廃止、児童生徒の健康教育に関連する2研修の統合を始め研修の廃止・統合を行うこととする。

3 委託等により実施する研修

本来は地方公共団体で実施されるべきではあるが、地方公共団体単独での実施が困難なことから共益的事業として地方公共団体からの委託等により例外的に実施する研修については、その趣旨にかんがみ、地方公共団体においては受講者の量的確保や質の維持向上が困難なものに限定することとし、平成19年度に次の研修コースについて廃止等を行うこととする。

【廃止する研修コース】

- ・ 中学校技術：IT関係（2コース）
- ・ 高等学校家庭：服飾関係（1コース）

【毎年度実施から隔年実施とする研修コース】

- ・高等学校水産：漁業関係（1コース）
- ・高等学校情報：IT関係（2コース）

また、次期中期目標期間に実施する研修コースについても、参加状況を踏まえた廃止基準を策定し、これに沿って常時見直しを行い、その結果に応じ廃止・縮小を行うこととする。その際、同研修が地方公共団体からの委託等により行われていることを踏まえ、必要な経費については、地方公共団体の全額負担とすることとする。

4 海外派遣研修

海外派遣研修のうち、参加率の低い短期派遣研修及び長期派遣研修（12ヶ月コース）を廃止することとする。

また、次期中期目標期間に実施する研修コースについても、その目的、位置付け及び期待する効果を明確化した上で、効果の検証を厳密に行い、その結果に基づき、遅くとも次期中期目標期間終了時まで、その存廃及び内容について見直しを行うこととする。

第2 職員数の削減

常勤職員数については、事業の廃止・重点化等による業務量の減少に伴い、大幅に削減することとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における教員研修センターの任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、教員研修センターが担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すこととする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、教員研修センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すこととする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進することとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

教員研修センターの保有する研修施設について、他の主催者が実施する学校教育関係職員を対象とした研修での利用を促進することにより、土地・建物等の効率的な活用を図る等見直しを行うこととする。

「独立行政法人科学技術振興機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成18年12月15日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成19年3月までの間に、科学技術基本計画の中核的实施機関として、イノベーション創出を指向した研究開発の推進、イノベーション創出を促進する基盤整備に重点化すると考え方に立って具体的な検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定することとする。

第1 主要な事務及び事業の見直し

科学技術振興機構の主要な事務及び事業については、以下の通りの見直しを行うとともに、特に研究開発に係る事業については、効果の把握・検証を厳格に行い、その成果を可能な限り定量的に国民にも分かりやすい形で示すものとする。

1 競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等

競争的資金については、その全体のマネジメントの一環として、不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止対策を強化するため、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議）等に沿って、公募課題の審査体制・方法、研究課題の進捗管理に係る科学技術振興機構の体制等を見直すこととする。その際、平成19年度より使用開始予定の「府省共通研究開発管理システム」を活用する。また、競争的資金を配分した研究者の所属する大学等において適正に管理されるよう、当該大学等における機関管理や監査を徹底させるとともに、科学技術振興機構における監査等の研究資金の適切な執行体制を充実させることとする。

2 新技術の創出に資する研究に係る事業の重点化

新技術の創出に資する研究に係る事業については、事業の重点化の観点から、非競争的資金による事業を廃止し、競争的資金による事業に重点化することとする。具体的には、平成18年度に創造科学技術推進事業、国際共同研究事業及び計算科学技術活用型特定研究開発推進事業を、平成19年度に人道的対人地雷探知・除去技術研究開発推進事業を、平成20年度に社会技術研究開発事業（計画型）を、それぞれ廃止する。

さらに、民間等の革新的な独創技術を実用的技術へと育成することを目的とする革新技术開発研究事業についても、民間における研究開発への投資規模が回復する中で、所期の目的を達成しつつあることから、平成20年度に廃止する。

3 新技術の企業化開発に係る事業の重点化

地域イノベーション創出総合支援事業のプログラムのうちの一つである全国16か所に設置した「プラザ・サテライト」（地域の産学官交流や独創的研究成果の育成を推進するための施設）を拠点とした研究成果の育成を図る重点地域研究開発推進プログラムについて、プラザの当初設置は平成13年度事業開始後間もないことに加え、終了課題も少ないことから、現段階では効果の発現状況の検証が困難な面もあるため、次期中期目標・中期計画において、「プラザ・サテライト」の具体的かつ定量的な目標を設定することとし、効果が低調で、かつ改善の見通しが立たない「プラザ・サテライト」については廃止する等の見直しの方針を盛り込むこととする。

また、より積極的にシーズを発掘し企業化開発につなげるシステムの構築に伴う既存研究開発システムの整理の一環として、独創的シーズ展開事業のうちの権利化試験を平成18年度に廃止する。

4 科学技術情報流通に係る事業の重点化等

科学技術情報流通に係る事業について、民間も含め他の機関が有するデータベースと重複するもの、利用者ニーズや収益性が乏しいものは廃止・統合するとの観点から、当面、次の措置等を講ずるほか、今後も不断に見直すものとする。

- ① 平成18年度にJ-EAST（国内文献の英文化データベース）を、平成19年度に研究情報データベース化支援事業を、それぞれ廃止する。
- ② 平成19年度までに、科学技術の研究開発等に関する基本情報（研究成果情報（特許、技術シーズ、論文等）、研究者情報、研究課題情報、研究機関情報、研究資源情報）について、利用者からのニーズが高いものみに重点化する。
- ③ 科学技術文献情報提供事業について、新たな経営改善計画を策定し、利用者拡大による自己収入の増加を図るとともに、更なる経費の削減に取り組むことにより、一層の収益性改善に努め、遅くとも平成21年度までに単年度黒字化を達成する。達成できなかった場合は、その原因を分析した上で、同事業の廃止を含め抜本的な見直しを行う。

5 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援のための事業の重点化等

科学技術に関する研究開発に係る交流・支援のための事業については、事業の重点化の観点から、「地域交流」、「研究者交流」及び「研究支援」に係る事業を廃止し、「国際交流」事業に重点化することとする。具体的には、平成19年度に重点研究支援協力員派遣事業を、平成21年度に地域結集型共同研究事業をそれぞれ廃止する。

また、国際科学技術協力基盤整備事業において運営している外国人研究者宿舎について、当面、運營業務の委託先選定基準の見直し、一般競争入札の導入等により、経費の削減に努める。さらに、以下の通り当該宿舎の存続基準を明確にし、以下のいずれかに該当する場合は廃止することとする。

- ① 国の政策上の必要性がなくなった場合
- ② 複数年度にわたり入居率7割未満の場合
- ③ 収支バランスの累積が大幅な赤字の場合

6 科学技術に関する知識の普及と国民の関心・理解の増進のための業務（日本科学未来館の管理運営業務）

日本科学未来館については、最先端の科学技術にかかる情報発信により科学技術に関する国民意識の醸成を図るための重要な施設ではあるものの、維持管理費や人件費など施設の運営に必要な経費として約28億円の運営費交付金が充てられている（平成17年度決算）という状況にあることに鑑み、業務の効率化のための具体的な方策や自己収入の拡大方策等を盛り込んだプログラムを策定し、同プログラムの達成状況を検証・公表することとする。また、その運営に当たり、現在関連公益法人に委託している業務のすべてについて、一般競争入札による民間委託を実施した上で、委託内容や委託先の妥当性等を毎年度検証・公表することとする。

第2 他の法人との更なる連携の強化等

科学技術振興機構の事務及び事業と独立行政法人日本学術振興会の事務及び事業については、文部科学省の政策目標である「科学技術の戦略的重点化」、「優れた成果を創出する研究開発環境を構築するシステム改革」、「科学技術と社会の新しい関係の構築を目指したシステム改革」等の達成に効果的かつ効率的に貢献する観点から、第3期科学技術基本計画において「研究者の自由な発想に基づく研究」と「政策に基づき将来の応用を目指す基礎研究」をそれぞれの意義を踏まえて推進するとされており、言わば科学技術・学術政策上の「車の両輪」として異なった側面から日本の科学技術振興を担っているということを十分に認識した上で、今後も、両法人が、それぞれの設立趣旨・目的に沿った活動を行い、事業が重複することのないよう配慮しつつ更に連携を強化していくこととする。

また、両法人の海外事務所については、それぞれの機能に着目しつつ、効率的な運営の観点から、ワシントン事務所について、共同設置・運用とすることとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行う。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における科学技術振興機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、科学技術振興機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、科学技術振興機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すこととする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進する。

3 随意契約の見直し

「第1」に掲げたもののほか、業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている案件について、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえ、関連公益法人との契約の在り方なども含め不断に見直しを行うこととし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。

4 資産の有効活用等に係る見直し

科学技術振興機構の保有する研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入増加等を図るべく見直しを行うこととする。

「独立行政法人日本学術振興会の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成18年12月15日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成20年3月までの間に、研究者の自由な発想に基づく多様な分野の学術研究を支援することを使命とする、我が国の学術振興を担う唯一の機関として、①学術研究の助成、②若手研究者の養成、③学術に関する国際交流の促進のための事業を核とし、真に担うべき諸事業に特化・重点化すると考え方に立って、具体的な検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定する段階で具体的なものにするものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 学術研究の助成（科学研究費補助金）に係る業務の見直し

科学研究費補助金については、競争的資金全体のマネジメントの一環として、不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止対策を強化することとする。このため、以下の見直しを行う。

- ① 「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議）等に沿って、科学研究費補助金の応募段階から重複応募等を体系的にチェックするとともに、実際の審査の場において、研究計画調書に記載された他の研究費助成制度への応募・採択状況を確認することとする。なお、平成19年度に使用開始予定の「府省共通研究開発管理システム」を活用する。
- ② また、競争的資金の中で最も早い時点（4月）に採否が決定される科学研究費補助金の審査結果を、他の競争的資金の配分機関に対し迅速に提供することとする。
- ③ さらに、交付した科学研究費補助金が交付対象研究者の所属する大学等において適正に管理されるよう、科学研究費補助金の応募時に、検収体制の整備やその状況の報告を義務づけるなど、当該大学等における機関管理や監査を徹底させるとともに、日本学術振興会における監査を充実することとする。

2 特別研究員事業等の重点化等

特別研究員事業等については、事業の重点化等の観点から、以下の措置を講ずることとする。

- ① 特別研究員事業の対象を大学院博士課程在籍者に重点化する（平成19年度）。
- ② 特別研究員（21世紀COEプログラム）について、各拠点の時限の到来に伴い順次廃止し、より重点化された拠点への支援に縮小する（平成19年度）。
- ③ 特別研究員に対する研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨

学金との重複受給を組織的に防止する仕組みを構築する（平成19年度）。

3 学術に関する国際交流の促進のための事業の重点化

学術に関する国際交流事業を促進する事業については、事業の重点化の観点から、以下の措置を講ずることとする。

- ① 日本人の若手研究者に海外での研鑽^{さん}機会を付与する事業に重点をおくこととし、外国人特別研究員事業の規模を縮小する（平成19年度）。
- ② 外国との研究交流を目的とする拠点大学交流事業については、日本学術振興会が経費の全額を負担しているが、平成19年度から23年度までの間にこれを段階的に廃止し、公募により相手国に対等な負担を求める方式による事業へと転換する。

4 人文・社会科学振興プロジェクト研究事業の段階的廃止

人文・社会科学振興プロジェクト研究事業については、所期の目的が達成されたため、平成19年度から20年度までの間に段階的に廃止することとする。

第2 他の法人との更なる連携の強化等

日本学術振興会の事務及び事業と独立行政法人科学技術振興機構の事務及び事業については、文部科学省の政策目標である「科学技術の戦略的重点化」、「優れた成果を創出する研究開発環境を構築するシステム改革」、「科学技術と社会の新しい関係の構築を目指したシステム改革」等の達成に効果的かつ効率的に貢献する観点から、第3期科学技術基本計画において「研究者の自由な発想に基づく研究」と「政策に基づき将来の応用を目指す基礎研究」をそれぞれの意義を踏まえて推進することとされており、言わば科学技術・学術政策上の「車の両輪」として異なった側面から日本の科学技術振興を担っているということを十分に認識した上で、今後も、両法人が、それぞれの設立趣旨・目的に沿った活動を行い、事業が重複することのないよう配慮しつつ、更に連携を強化していくこととする。

また、両法人の海外事務所については、それぞれの機能に着目しつつ、効率的な運営の観点から、ワシントン事務所について、共同設置・運用とすることとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における日本学術振興会の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、日本学術振興会が担う任務・役割を明確にすることとし、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すこととする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選

択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、日本学術振興会の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標と同程度以上の水準の目標を具体的に示すこととし、業務の質の向上についても客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すこととする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減を着実に実施することとし、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進する。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり委託等を行う場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行い、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

日本学術振興会が会議所、研修施設、分室等の施設を保有する場合には、自己収入の増加を図る等の観点から、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等を効率的に活用することとする。

「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成18年12月15日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成21年3月までの間に、大学等との役割分担を踏まえ、国の施策と密接に連携しつつ、独立行政法人として真に担うべきものに特化・重点化するとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定するまでに具体的なものにすることとする。

第1 奨学金貸与事業の的確な実施等

1 奨学金の貸与の的確な実施等

奨学金貸与事業については、優れた学生等で経済的理由により修学が困難な者への奨学金の貸与により、教育の機会均等の確保及び人材育成に資するという教育施策としての目的を十分踏まえ、真に支援を必要とする者への貸与が行われるよう、貸与基準の厳格化とそれに沿った運用の徹底を図ることとする。

また、在学中の適格認定制度等を活用し、学業成績等を踏まえた奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に依頼するとともに、奨学金の貸与の停止、奨学生としての資格の廃止等の措置を厳格かつ迅速に行うこととする。

なお、3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討することとする。

2 奨学金の回収の強化

貸与した奨学金の回収については、事業の健全性を確保するため、抜本的な強化を図る必要があることから、民間有識者を含めた検討体制の下で、その原因分析を行い、かつ、効果的な回収方策を検討・策定し、その着実な実施を図ることとする。その一環として、現行の中期計画において掲げられている新規返還者の初年度末の返還率に係る回収目標について、達成に向けた具体的方策を明らかにした上で早期にその達成を図るとともに、延滞1年以上の者に対して法的措置を含めた延滞債権に対する回収の更なる強化を図り、次期中期目標・中期計画においては、総回収率に係るものも含め現行の回収目標を上回る目標を具体的かつ定量的に設定することとする。その際、費用対効果の検証を踏まえつつ、回収業務の全面的な民間委託などを検討し、その結果をも踏まえ職員数を削減することとする。

さらに、財団法人日本国際教育支援協会が実施する機関保証業務については、保証機関へ延滞債権のリスクを安易に移転することにより保証機関の収支の健全性が阻害されることのないよう、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の

妥当性を毎年度検証することとする。

第2 留学生支援事業の抜本的な見直し

留学生支援事業については、留学生政策全体における日本学生支援機構の役割を明確化した上で、見直しを行なうこととする。

1 国際交流会館等の抜本的な見直し

国際交流会館については、その運営実態等にかんがみ、今後の新設は停止することとする。また、現存する施設については、管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減に努めるとともに、老朽化した施設については順次廃止することとする。

また、「知的交流拠点の中核施設」として設置された東京国際交流館の施設であるプラザ平成については、当面、市場化テストの活用により経費の節減を図るものとする。併せて、費用対効果の観点も含め機能の発揮状況を検証し、その結果に基づき、施設管理運営業務について、現行中期目標期間の終了時までの間に、廃止（資産の処分方策を含む。）を含めた在り方について検討し、結論を得ることとする。

2 日本語教育業務の抜本的な見直し

日本語教育業務については、民間の日本語教育機関の拡充の状況や現在の日本語教育センターの運営実態を踏まえ、現行中期目標終了時（平成20年度末）までに、対象を高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生及び外国政府派遣留学生を中心に特化していくため私費外国人留学生に係る学生数を半減するとともに、これに伴い、運営体制の見直しを行うこととする。

なお、次期中期目標期間（平成21年度～25年度）において、引き続き私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、文部科学省における留学生に対する日本語教育の支援方策等に関する検討の一環として、抜本的な在り方の検討を行うこととする。

第3 学生生活支援事業の見直し等

1 学生生活支援事業の重点化

学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、事業内容を厳選して実施することとする。

2 学生支援情報データベースの定期的見直し

現在構築中の学生支援情報データベースについては、各大学への調査を行い、利用状況や要望を把握するとともに、その構築に係る各大学の労力と同データベースから得られる効果を評価した上で、効率化・合理化・有用性の観点から、定期的に整備計画の内容を見直すこととする。

3 各種研修等の重点化

研修事業等については、事業の効率化・合理化の観点から、各大学におけるノウハ

ウの蓄積が十分でなく、適切な支援を行うことが困難な分野を中心に重点化し、整理・統合することとする。このため、体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナーは廃止することとする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における日本学生支援機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、日本学生支援機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すこととする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、日本学生支援機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すこととする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進することとする。

3 随意契約の見直し

第2に掲げたもののほか、業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

日本学生支援機構が保有する国際交流会館の会議室等については、一般利用への開放などの効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うこととする。

「独立行政法人国立大学財務・経営センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成18年12月15日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成21年3月までの間に、国立大学財務・経営センターとして真に担うべき業務に特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、具体的な検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定するまでに具体的なものにする事とする。

第1 事務及び事業の特化

国立大学財務・経営センターは、従来の国立学校特別会計が有していた長期借入金や土地処分収入をもって国立大学法人全体の施設整備財源とする仕組みを承継し、国立大学等の教育研究環境の整備充実を図るとともに、併せて国立大学法人等の財務・経営に関する調査・研究や情報提供等を実施することにより、経営体質の強化や財産処分促進など国立大学法人等の財務及び経営の改善を図り、全体として国立大学等における教育研究の振興を支援してきた。

このような状況をも踏まえつつ、国立大学財務・経営センターが実施する事務及び事業について、融資等業務（施設費貸付事業、施設費交付事業、承継債務償還業務及び旧特定学校財産の管理処分並びにこれらに密接に関連する業務）に特化することとし、機能の明確化等を図ることとする。

その上で、特化した業務の実施主体の在り方については、次期中期目標期間の終了時までには、他の法人の業務との一体的実施等の視点を含め更に検討することとする。

融資等業務に特化することに伴い、これまで実施してきた、セミナー・研修事業（大学トップマネジメントセミナー、大学財務・経営セミナー、国立大学病院経営セミナー及び大学職員スキルアップ研修）、大学共同利用施設であるキャンパス・イノベーションセンターの管理運営、寄附金の受入れ及び配分、処分促進方策調査協力者会議による専門的助言及び財産処分関連業務の受託並びに教育研究用機器リユース情報提供システムについては、廃止する。

これに伴い、大学共同利用施設である学術総合センター共用会議室の管理運営の在り方についても、併せて検討するものとする。

なお、セミナー・研修事業、処分促進方策調査協力者会議による専門的助言及び財産処分関連業務の受託並びに教育研究用機器リユース情報提供システムについては、平成18年度末までに廃止するものとする。

また、大学共同利用施設であるキャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管等その活用方法について、平成20年度末までに結論を得るよう検討を行う。

第2 施設費貸付事業の見直し

国立大学法人の附属病院整備の計画的な推進に資するため、財政融資資金によるほか、民間資金の活用の観点から、現在進めている病院PFI事業（パイロットモデル）の結果及び国立大学法人による検討を踏まえ、病院PFI導入を推進するとともに、小規模な設備の整備については、民間金融機関からの資金を導入する。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における国立大学財務・経営センターの任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、国立大学財務・経営センターが担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すこととする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、国立大学財務・経営センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すこととする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進することとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている案件については、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行うこととし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

更に、予定価格が少額のため随意契約によることができることとする基準金額を、国に準拠して見直すこととする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

国立大学財務・経営センターの保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、施設の効率的な活用を促進し、自己収入の増加等を図る観点から、見直しを行うこととする。

「日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成18年12月15日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、日本私立学校振興・共済事業団の助成業務（以下「私学事業団」という。）に係る主要な事務及び事業については、私立学校の振興のために真に担うべきものに特化し、一層の効率的かつ効果的な運営及び国の歳出の縮減を図る観点から、次期中期目標・中期計画の策定に向けて、以下の見直しを行うこととする。

第1 貸付事業の安定的かつ効率的な実施

- 貸付事業については、少子化を背景として長期的には学生総数の減少が見込まれるなど私学における経営環境が今後とも一層厳しいものとなる状況を踏まえ、その安定的な運営を図る観点から、以下のような見直しを図ることとする。
 - ・ 貸付審査基準の更なる明確化を図ることとする。
 - ・ リスク管理機能の強化（①与信審査の厳格化、②債権保全のための貸付先法人のモニタリングの強化、③滞納・破綻法人及び再生・再建法人に係る債権保全の強化、④債権評価の厳格化による貸倒引当金の設定等）を図ることとする。
- 短期融資などについて、民間の融資実態等を踏まえ、①財政的に脆弱性を有する幼稚園等に対するものを除き、貸付期間5年以下の貸付事業の廃止、②需要が減少している私立大学奨学事業の廃止、③国際交流施設事業の一般事業との統合、等の見直しを行うこととする。
- 引き続き、私学振興債券の発行など、自己調達資金の拡大に努めることとする。

第2 補助事業の見直し

私立大学等経常費補助金については、私立大学等経常費補助金配分基準に沿った厳格な運用及び効率的な配分方法に改善することとする。

- ・ 一般補助については、定員割れ大学等への助成の見直しを行うこととする。
- ・ 特別補助については、各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援となるよう、改組・メニュー化を図るとともに、定員割れ解消等に向けた具体的な経営改善に取り組む大学等に対し有効な支援となるよう、見直しを行うこととする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

- 1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における私学事業団の任務の位置付け、国・民間等との役割分担を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すこととする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、私学事業団の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、引き続き、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

2 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すこととする。

また、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進することとする。

なお、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）の趣旨に沿って独立行政法人等が行う取組を参考とし、見直しを行うこととする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行う場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行うこととし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

私学事業団が事務所に保有する会議室等については、引き続き、一般利用への開放など、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うこととする。

「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成 18 年 12 月 7 日
厚生労働省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標期間において、以下の事項を中心として、事務及び事業の見直しを図る。なお、この見直し事項については、平成 20 年 3 月までの間に、民業補完の推進、業務運営の効率性、自律性の向上、国の歳出の縮減等の観点から、更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

第 1 融資等業務の見直し

1 福祉医療貸付事業の重点化

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利による融資を行うこと等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の整備に貢献してきた。

次期中期目標期間においては、政策金融改革の趣旨を踏まえ、以下のとおり、融資の重点化を行うこととする。

(1) 融資対象の重点化

① 医療貸付のうち病院に対する融資については、

(ア) 500 床以上の病院については、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、周産期医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の当該部門の整備への融資に限定する。なお、当該融資に係る融資率の引下げについては、次期中期目標等において対応することとする。

(イ) 500 床未満の病院への融資については、当該病院の地域における必要性や貢献度を融資に反映させる観点から、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院に優先的に融資するものとし、その考え方を具体化したガイドラインについては、次期中期目標等の作成までに策定することとする。

病院の機能や経営状況についての第三者評価結果の融資審査への活用については、次期中期目標等において対応することとする。

② 医療貸付のうち病院の施設整備以外に対する融資については以下のとおりの措置を講じるとともに、融資率の引下げについて次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。

(ア) 病院の機械購入資金、薬局、衛生検査所、施術所、歯科技工所、疾病予防運動施設及び温泉療養運動施設の整備・運転に係る融資を廃止することとする。

(イ) 病院の長期運転資金を、災害復旧、制度改正や金融環境の変化に伴う経営悪化への対応など緊急的なものに限定することとする。

③ 福祉貸付については、都道府県の介護保険事業支援計画などにおける政策優先度を踏まえ、融資対象の重点化及び介護関連施設に対する融資率の引下げについて、次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。

また、民間金融機関からの社会福祉施設に対する融資を促進するため、協調融資制度について、現在介護関連施設に限定している対象範囲を福祉貸付全体に拡大することとする。

(2) 新規融資額の縮減等

新規融資額については、融資の重点化を行うことにより縮減を図ることとし、次期中期目標等に削減目標を明記するとともに、融資残高についても縮小していくこととする。

2 年金担保貸付事業等の効率化

年金担保貸付事業については、市場金利の動向を踏まえた貸付と貸付に必要な資金の借入のミスマッチの解消を図る観点から、平成 20 年度から財政融資資金からの借入を行わないものとし、貸付実態に見合った適切な資金調達を行うこととする。

また、利用者の利便の向上や貸付金利の抑制を図るため、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業の事務の共通化による効率化等により、経費の節減を行うこととする。

第 2 事務及び事業の見直し

1 福祉医療経営指導事業

開業医承継支援事業については、都市部で地価下落が進むなど若手医師の新規開業が容易になってきた現状を踏まえ、平成 20 年 3 月末をもって廃止することとする。

また、福祉及び医療の制度改革等により経営環境が厳しさを増す中で、民間の社会福祉施設及び医療施設が地域において必要な福祉医療サービスを安定的に供給できるように経営の健全化への取組を支援するため、経営が悪化した施設に対する経営改善支援事業に重点化を図ることとする。

さらに、適切な受益者負担の観点から、経営診断件数の増加や料金体系の見直しなどによる自己収入の増加を図ることとする。

2 長寿・子育て・障害者基金事業の成果普及と効率化

長寿・子育て・障害者基金事業については、社会福祉制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民の福祉ニーズに即応した助成を行うことがますます重要になることから、次期中期目標期間においても、毎年度、助成テーマの適切な見直しを行うこととする。

また、募集方法、選定方法及び事後評価手法については、効果的な助成を行えるよう継続的改善を行うとともに、事務処理の効率化の観点からも見直しを行うこととする。なお、助成団体側からの助成に係る各提出書類の電子化については、次期中期目標期間において、費用対効果も十分に勘案して段階的に進めることとする。

優れた助成事業の成果については、機関誌、セミナー等で公表し、十分に周知の上普及を図っているところであるが、次期中期目標期間において、更なる効果的な普及方策を策定することとする。

3 退職手当共済事業の効率化

退職手当共済事業については、事務の合理化・効率化の観点から、共済契約者（社会福祉施設等経営者）が毎年4月に提出する掛金納付対象職員届について電子申請システム化を進めるとともに、平成19年度に策定する業務・システム最適化計画に基づき、事務の合理化及び経費の節減を行うこととする。

4 心身障害者扶養保険事業の見直し

心身障害者扶養保険事業については、現在、厚生労働省内において当事業に係る制度の見直しを行っており、その結果を踏まえ、次期中期目標等において、事務及び事業の見直しに係る具体的措置を定めることとする。

5 福祉保健医療情報サービス事業の効率化

福祉保健医療情報サービス事業については、福祉医療施策の動向、利用者ニーズ及びポータルサイトの拡大が福祉医療情報の価値を高めること等を踏まえ、コンテンツ及び機能の見直しの基本的方向性について検討し、その方向性に従って次期中期目標期間においてシステムの効率化と利用者満足度の向上を図るための継続的な改善を進めることとする。

また、一般サイトについては民間委託、専用サイトについては利用料を徴収するなど、次期中期目標期間内に更なる事務の効率化や自己収入の増加について検討し、結論を得ることとする。

6 メリハリの効いた組織体制と人員配置の整備

組織及び人員配置については、福祉医療貸付の重点化、福祉医療経営指導事業における経営支援事業の強化等の業務の見直しの方向性を踏まえ、各業務の業務量に応じた効率的かつ効果的な業務運営を行うための組織体制及び人員配置や専門性を有効に活用するための業務連携及び人材育成のあり方について結論を得ることとし、次期中期目標期間において整備を図ることとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における福祉医療機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、福祉医療機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。

その際、目標達成の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すこととする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、福祉医療機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すこととする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進することとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連

公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

4 法人の資産の有効活用等に係る見直し

福祉医療機構の保有する資産について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、次期中期目標期間中に見直しを行うこととする。

「独立行政法人労働政策研究・研修機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成18年12月7日
厚生労働省

「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）の事務及び事業について、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で、更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

第1 労働政策研究事業等の重点化による規模縮小等

1 労働政策研究事業の重点化による研究費の縮減等

厚生労働省が時々の課題に対応した労働政策の適切な企画立案及び推進を行っていくためには、労働政策の企画立案及びその効果的かつ効率的な推進に資する質の高い労働政策研究が確実に実施されることが必要不可欠であり、機構はこのような労働政策研究等を実施することを目的としているところであるが、このような機構の任務の位置付けを踏まえ、国・民間等との役割分担にも留意しつつ、機構が担うべき真に必要な調査研究の領域を具体的かつ客観的に明らかにし、民間でできるものは民間にゆだねるほか、優秀な人材の確保のため内部研究員の流動化を図るとともに、厚生労働省と機構との意見交換等も行い、研究機能の重点化及び活性化並びに研究費の縮減を図ることとし、より一層厚生労働省の労働政策の企画立案及び推進に貢献する質の高い労働政策研究を効果的かつ効率的に実施するため、次の措置を講ずることとする。

(1) プロジェクト研究の重点化を図る。

(2) 個別研究については、機構がテーマ設定するものは廃止した上で、厚生労働省からの要請に基づく要請研究のうち、緊急性・重要性の高い新たな政策課題に関する研究のみを実施することとする。

(3) 行政との連携強化による労働政策研究の質の一層の向上と適切な資源配分を図るため、厚生労働省と機構との認識の共有化を図るための意見交換等の仕組み並びに研究成果が労働政策の企画立案及び実施にどのように反映されたのか労働政策研究の有効性を検証する仕組みを構築することにより、行政による研究成果の評価を厳格に実施することとする。

2 研究者等の招へい・海外派遣事業の重点化

研究者等の招へい・海外派遣事業については、労働政策研究事業との一体性を明確化するとともに、事業の効率的かつ効果的な実施の観点から、その内容、頻度、必要性等を十分に精査することにより、招へい・派遣数を縮減することとする。

3 成果普及・政策提言事業及び情報収集事業の重点化

成果普及・政策提言事業及び情報収集事業については、労働政策研究事業との一体性を明確化するとともに、労使実務家を始めとする国民各層における政策論議の活性化を目的とするものに重点化する観点から、パブリックコメントやメールマガジン等広く国民各層を対象とできる手法を十分に活用しつつ、雇用職業研究会及び国際シンポジウムの廃止、研究者情報データベースの規模の縮小等を図ることとする。

第2 労働政策研究と労働行政職員研修の一層の連携強化

労働政策研究と労働行政職員研修を連携させ、研究成果を研修に反映すること、研修を通じて把握した現場の問題意識を研究に的確に反映することなど、研究及び研修双方の活性化を一層図ることとする。

第3 効率的かつ効果的な業務実施体制の整備等

質の高い労働政策研究を実施するために行うこれらの事務及び事業の重点化等に伴い、事務職員及び内部研究員の人数の大幅な削減、組織体制の見直しや適切な人員配置等により、効率的かつ効果的な業務実施体制を構築し、コストを縮減することとする。

また、時々に変化する労働政策の課題に的確に対応するため、労働政策研究の成果の評価基準の構築及び外部研究員や任期付研究員の積極的な活用による活性化を図る。このため、優秀な人材を確保する観点から、任期付研究員の公募による採用を引き続き行うとともに、機構に情報がない分野の研究者・専門家等の参集を求める必要がある場合等において、外部の研究者・有識者等を公募することにより、より広い範囲から優秀な外部の研究者・有識者等の調査研究への参加を求め、研究員の流動化を図ることとする。また、労働政策研究の成果の評価については、機構における内部評価及び外部の有識者から構成されるリサーチ・アドバイザー部会等において個々の研究テーマごとに評価項目を設定し実施する仕組みを現行の中期目標期間において構築しているが、上記行政による研究成果の評価の仕組みの構築と併せて、当該研究テーマが機構において実施しなければならないものであるかという観点も含め、あらゆる段階で適切に評価を実施することとする。さらに、現行の中期目標期間において構築した研究員業績評価制度について、労働政策研究に真に有用な人材を確保するための人事評価制度となるよう改善を図ることとする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、機構の任務・役割を明確化し、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すこととする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すこととする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進することとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

機構の保有する会議所等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うこととする。

「独立行政法人雇用・能力開発機構の主要な事務及び事業の改廃
に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成18年12月7日
厚生労働省

独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）は、「良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的」として、離職者に対する効果的な職業訓練等の実施により雇用のセーフティネットとしての役割を果たすほか、在職者や学卒者についても職業訓練を実施し、産業の基盤を支える人材の育成に努めている。また、若年者の就業支援が社会的な課題となっている中、若年者に対する職業意識の形成、職業訓練の実施、就業支援等若年者の就業について総合的な支援を推進している。さらに、雇用管理改善等の雇用開発、勤労者の計画的な財産形成の促進なども行っているところである。

「勧告の方向性」を踏まえ、機構の主要な事務及び事業について、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、以下の見直しを行う方向で、更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

なお、機構が行う業務については、次期中期目標期間終了時までには、当省において、社会経済情勢や雇用環境の変化の状況等を踏まえ、これまでの取組についての効果の分析・検証を行うとともに、その結果に基づき、ゼロベースでの見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 職業能力開発業務について

(1) 在職者を対象とする職業訓練について

在職者を対象とする職業訓練については、地方公共団体との役割分担の一層の明確化を図るとともに、民業補完に徹する観点から、民間教育訓練機関等の多種多様な訓練の実施の状況や昨今の地方公共団体における職業訓練の取組状況を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

① 中小企業等を主な対象として、ものづくり分野を中心に「真に高度な

もの」のみに真に限定して実施する。

その際、「真に高度なもの」の基準を、明確化して公表するものとし、この基準に該当しない訓練は廃止する。

- ② 次期中期目標に訓練コースの削減幅を盛り込み、着実に実行する。
- ③ 訓練の実施に当たっては、適切な受益者負担を求める。

(2) 離職者を対象とする職業訓練について

離職者を対象とする職業訓練については、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 公共職業能力開発施設において実施する訓練については、主にもものづくり分野であって、その地域において民間にはできないものに限定するとともに、各職種における求人と求職のミスマッチの状況も踏まえ、訓練コースを精査した上で実施する。
- ② 民間で対応可能な訓練については、地方公共団体との役割分担をより明確化しつつ、成果の評価等に基づき民間教育訓練機関等への委託訓練を積極的に推進する。

(3) 学卒者を対象とする職業訓練について

学卒者を対象とする職業訓練については、地方公共団体との役割分担の一層の明確化を図るとともに、民業補完に徹する観点から、民間教育訓練機関等の多種多様な訓練の実施の状況や昨今の地方公共団体における職業訓練の取組状況を踏まえ、さらに、ニーズや定員の充足率、就職率を見極めた上で、今後の経済社会を担う高度なものづくり人材を育成するため、主として若年者を対象とした高度職業訓練に特化・重点化するものとする。

(4) 職業訓練指導員の養成について

職業訓練指導員の養成については、昨今の産業構造の変化や技術革新等に伴う訓練ニーズの変化に対応していく観点から、特にものづくりにおける技能継承が喫緊の課題となっているなどの状況も踏まえ、単なる技能の習得の指導だけではなく、訓練のコーディネートやキャリアコンサルティングなど公共だけではなく民間においても対応できる幅広い能力を身に付けた職業訓練指導員の養成を行うものとする。

ただし、職業能力開発総合大学校の卒業生における職業訓練指導員への就職実績は年々低下し、平成16年度においては1割程度となっている状況や今後の職業訓練指導員の需要予測等を踏まえ、養成定員の削減を行うとともに、職業能力開発総合大学校の設置の趣旨及び目的を踏まえ、施設の

在り方を見直すものとする。

(5) 若年者対策について

若年者対策については、事業の機動性や効果を高める観点から、支援拠点であるヤングジョブスポットについて、地方自治体等とも連携した取組を展開するとともに、実績に基づく重点化を行うものとする。

その際に、事業の効果を検証し、事業の在り方について厳格な評価を行うものとする。

(6) 私のしごと館について

私のしごと館については、若年者を中心として、職業意識の形成、適職の選択、その後の職業生活を含めたキャリア形成等に係る支援サービスをワンストップで効果的・効率的に提供しているが、建設費等に約580億円、維持管理費や人件費など施設の運営に必要な経費として収支差分約17億6千万円の運営費交付金が充てられている（平成17年度決算）という現状を踏まえ、一層効果的、効率的なサービスの提供を図る。そのため、当省は、その政策体系における施策・実績目標とその目標の達成手段の一つとしての私のしごと館の位置付け等の明確化を図るとともに、当省及び機構は、本年度中に、次期中期目標の策定の前提となるものとして平成19年度から21年度までの3年間を改革期間とする私のしごと館の改革方策に関する具体的な事後評価が可能となるよう改革推進計画及び改革実行計画（アクションプラン）をそれぞれ策定するものとする。

当省が策定する改革推進計画には、私のしごと館が果たすべき役割、当省の政策体系の中での位置付け及びそれに基づく改革に向けて当省が講じようとする具体的措置内容や関係府省等との具体的な連携内容等を盛り込むものとする。また、機構が当省と協議の上策定する改革実行計画（アクションプラン）には、明確化された私のしごと館の位置付けや役割を踏まえた今後の運営全般に係る具体的かつ定量的な実施目標及び経費の縮減や、自己収入の増加等の収支の改善目標並びにそれらの達成状況を測定するための指標を明確にするとともに、これらの目標の達成に向けて機構が講じようとする具体的措置の内容、経済団体等との具体的な連携協力内容等を盛り込むものとする。

当省及び機構は、私のしごと館の総合的な経営改善計画とも言うべきこれらの改革推進計画及び改革実行計画（アクションプラン）に沿って、一層の民間委託や市場化テストの活用などを含め、その着実な実施を図り、毎年度その進捗状況について、評価・検証等を行う。さらに、改革期間終

了後速やかに、実施目標及び改善目標の達成状況やこれらの目標を達成するために講じられた措置等の実施状況の評価・検証等を行う。また、当省は、改革期間終了後速やかに、自らの政策体系における施策・実績目標の達成手段としての私のしごと館の必要性・有効性の評価・検証等を行う。上記の評価・検証等を踏まえ、私のしごと館の廃止も含めた抜本的な在り方の見直しを行い、当省及び機構は、その結論に沿って、次期中期目標期間終了時まで具体的な措置を講ずるものとする。

(7) 技能者育成資金について

技能者育成資金については、政策金融改革の趣旨を踏まえ、リスク評価を適切に行うとともに、回収業務の強化を図ることにより、現在貸付金の原資となっている国からの補助を次期中期目標期間内に廃止するものとし、返還金のみによる貸付制度に転換するものとする。

また、貸付対象者を真に必要な者に限定する方向で検討を行うこと等により、業務の効率化を図るものとする。

(8) 公共職業能力開発施設の規模縮小、有効活用等について

公共職業能力開発施設については、以下の措置を講ずるものとする。

① 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）については、前述の在職者訓練及び離職者訓練の見直しを十分に踏まえ、雇用失業情勢等に配慮しつつ、各施設の訓練内容及び実施規模の縮小を図る。

② 生涯職業能力開発促進センター（アビリティガーデン）については、ホワイトカラーの職業能力開発の総合的・中核的な拠点として設置したことを踏まえ、ホワイトカラーに関する訓練コースの開発・試行実施に特化する。

また、業務運営に当たって市場化テストを導入し、効率的な運営を図るとともに、機構が保有する他の施設を入居させる等、施設の有効活用を推進する。

なお、在職者訓練についてもものづくり分野を中心に実施するという政策方針や、本施設の運営状況等を十分に踏まえ、次期中期目標期間内に、施設の必要性の観点から、施設の在り方の見直しを検討する。

③ 職業能力開発大学校・短期大学校については、前述の学卒者訓練の見直しを踏まえ、さらに訓練ニーズや訓練実績等も勘案し、訓練定員の見直しや訓練科の整理・縮小を行うとともに、その状況を踏まえ、施設の在り方及び配置について、実績の低調な施設の統廃合を含め次期中期目標期間内に検討し、必要な措置を講ずる。

なお、上記の各施設の在り方等の見直しに当たっては、施設ごとのセグメント情報を十分に踏まえ、具体的な業務運営の達成目標を定めた上で、その業務量に応じた適切な人員やコストとなっているかを検討し、必要な措置を講ずるものとする。

2 雇用開発業務について

(1) 相談等業務について

中小企業事業主等に対する相談等については、中小企業の人材確保や職場定着に資する内容に重点化し、適切な目標管理の下、労働者の雇用の安定にとって、より効率性の高い相談事業とするものとする。

建設労働者の雇用管理改善等に関する相談・援助については、更に多くの建設事業主に利用されるよう、具体的な相談事例の公表など広報内容を充実するとともに、担当職員の資質の向上を図りつつ、実施するものとする。

(2) 助成金の支給の業務について

助成金の支給については、従来の雇用管理改善全般等に係る取組への助成措置から、人材確保や職場定着といった労働者の雇用の安定に資する取組等への助成措置へと重点化するものとする。

(3) 貸付等の業務について

就職資金貸付事業のうち、アイヌ地区住民に対する貸付については、事業運営の適正化を図るため、返還基準の見直しを行うものとする。沖縄県内の居住者に対する貸付については、実績が低下してきていることから、平成18年度末をもって廃止するものとする。

介護労働者債務保証については、廃止するものとする。

3 勤労者財産形成促進業務について

(1) 助成事業について

助成事業については、近年利用実績が低調であること等を踏まえ、必要な経過措置を設けた上で、全て廃止するものとする。

(2) 融資業務について

持家分譲融資、多目的住宅融資及び共同社宅住宅融資については、近年利用実績が低調であること等から、廃止するものとする。

また、財形住宅融資に係る一般利子補給業務についても、昨今の低金利の状況や利用実績がないことなどを踏まえ、廃止するものとする。

4 その他

雇用促進住宅業務については、事業を、できるだけ早期に廃止することについて、次期中期目標等の策定時まで結論を得るものとする。

その結果を踏まえ、次期中期目標等に早期廃止に向けた具体的な計画を明記し、適切な対応を図るものとする。

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

機構の保有する会議所等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

「独立行政法人農林漁業信用基金の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直しについて（案）

平成18年12月15日
農 林 水 産 省
財 務 省

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「農林漁業信用基金」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、次期中期目標期間に向けて、以下の見直しを行うこととする。

第1 債務保証等業務の見直し

1 農業・漁業保証保険業務

○ 農業・漁業保証保険業務については、被債務保証者等のモラルハザードの防止及び債務保証等業務の収支の改善に資する観点から、次期中期目標期間内に財政負担を縮減するなど中長期の収支改善に向けた具体的な目標を設定した上で、以下の措置を講ずるものとする。

- ・ 農業・漁業信用基金協会が農業者・漁業者に対して保証割合100%で実施している債務保証については、当面、保険収支の悪化の原因となっている一部の資金について部分保証の導入を図る。

さらに、モラルハザード防止の観点から、他の資金についても、農業者・漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を農協等が負担する方式）を活用するなどモラルハザードの防止対策を総合的に検討するとともに、次期中期目標に、引き続きモラルハザードの防止対策について検討することを明記する。

- ・ 保険引受け・保険金支払審査時においては、農林漁業信用基金と農業・漁業信用基金協会との事前協議の徹底と保険金の支払に伴う債権の回収納付の

促進を図る。

- ・ 制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、保険料率の引上げなどの見直しを進めるとともに、次期中期目標に、保険料率の見直しを行うことを明記する。

なお、本業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討を行うとともに、次期中期目標に、引き続き本業務の対象資金について検討を行うことを明記する。

2 林業債務保証業務

- 林業債務保証業務については、被債務保証者等のモラルハザードの防止及び債務保証等業務の収支の改善に資する観点から、次期中期目標期間内に財政負担を縮減するなど中長期の収支改善に向けた具体的な目標を設定した上で、保証料率の見直し、審査の厳格化、優良保証の確保及び求償権回収の向上を図るために具体的かつ実効性のある措置を講ずるものとする。

また、保証割合を100%とする債務保証の対象については、国として行う政策の必要性等を検証して、より政策的必要性の高いものに限定し、その他のものは部分保証へ移行するとともに、この見直しと併せ、メニューの統合等を図るものとする。

なお、林業債務保証業務においては、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について抜本的な見直しを行うことを次期中期目標に明記する。

第2 低利預託原資貸付業務の見直し

- 低利預託原資貸付業務については、今後の資金の貸付金利動向を踏まえるとともに、認定農業者の育成目標等も見据えた資金需要を精査することとし、この精査の結果、将来にわたって活用される見込みのない資金については、国庫に納付するものとし、その納付方法等については、現行法上、出資者に対する持分の払戻しが禁止されていることもあり、関係機関等と十分協議の上対応するものとする。

また、低利預託原資貸付業務により農協等から貸し付けられる各資金について

は、以下により見直しを行うものとする。

- ① 農業経営改善促進資金については、借受者のニーズを踏まえ、認定農業者の育成に真に効果的なものか検証し、必要な見直し。
- ② 木材産業等高度化推進資金については、資金メニューの一部廃止も含めた事業の見直し。
- ③ 漁業経営改善促進資金については、借受者のニーズを踏まえ、意欲のある漁業経営体の育成に真に効果的なものか検証し、必要な見直し。

第3 林業寄託業務の見直し

- 林業寄託業務については、無利子の森林整備活性化資金が、政策金融改革においても新政策金融機関が引き続き実施すると整理されていること（平成17年12月24日閣議決定）及び森林・林業基本計画に基づく森林・林業施策の実現の上で引き続き必要であるとされていること（平成18年9月8日閣議決定）を踏まえつつ、農林漁業信用基金の業務の縮小を図る観点から、現行の寄託方式以外の新たな方式が可能かなど関係機関と協議した上で所要の措置を講ずることを検討するものとする。

第4 農業共済団体及び漁業共済団体等に対する貸付に係る民間調達の推進

- 農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務については、共済団体等への融資業務が民間からの貸付が困難な場合のセーフティーネットとしての性格を有することを踏まえ、原則として民業補完に徹し、民間による融資の積極的活用を図る観点から、民間による融資を促すための積極的な情報開示や共済団体等への周知・指導を徹底するものとする。

第5 部署の統合に当たっての効率化の促進

- 農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の統合に併せて、農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合について検討するとともに、次期中期目標に、引き続き両部署の統

合について検討することを明記する。

また、両部署の統合の検討に当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。

第6 情報開示の充実

- 農林漁業信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で開示するなど情報開示の充実を促進するものとする。

第7 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第6に加え、業務全般について以下の取組を進めるとともに、次期中期目標に、引き続き以下の取組を行うことを明記する。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

- 適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における農林漁業信用基金の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、農林漁業信用基金が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、農林漁業信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

- 一般管理費及び事業費（農業・漁業の保険金や農業・漁業災害補償に係る貸付事業など効率化目標の設定がなじまないものを除く。）に係る効率化目標に

については、具体的な水準の目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

- 業務の実施に当たり行う随意契約の取扱いについては、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえ、不断の見直しを行い、一般競争入札の範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

- 農林漁業信用基金の保有する施設については、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の節減を図る観点から、検討を行い必要な見直しを行うものとする。